

危険物安全週間に 伴う立入検査



毎年6月の第2週は「危険物安全週間」となっており、全国的に危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発が行われています。当消防組合はではその一環として6月に管内にある地下タンク貯蔵所及び一般取扱所の危険物施設27件の立入検査を実施しました。指摘事項を履行期限内に改修するよう通知をしました。

◎**主な指摘事項は以下の通りとなります。**

- ・設置者の氏名等変更届出を届け出ること。
- ・危険物取扱従事者届出を届け出ること。
- ・危険物取扱者は、危険物保安講習を受講すること。
- ・定期点検を1年に1回以上実施し、点検記録を3年間保存すること。
- ・標識、掲示板が不鮮明になっているため、適正に表示し、維持管理すること。
- ・配管を適正に維持管理すること。
- ・第5種の消火設備を法令に従い設置し、適正に維持管理すること。

